

平成30年7月9日

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会

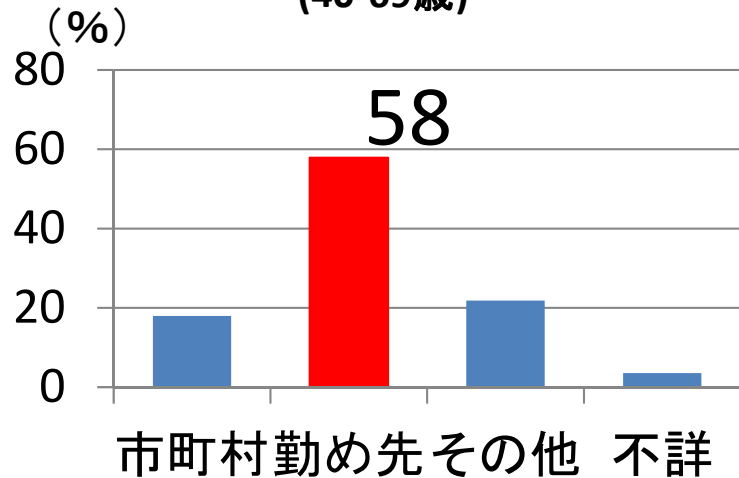
都道府県および  
都道府県がん診療連携拠点病院の皆様に向けて

健康局がん・疾病対策課がん対策推進官  
丹藤 昌治

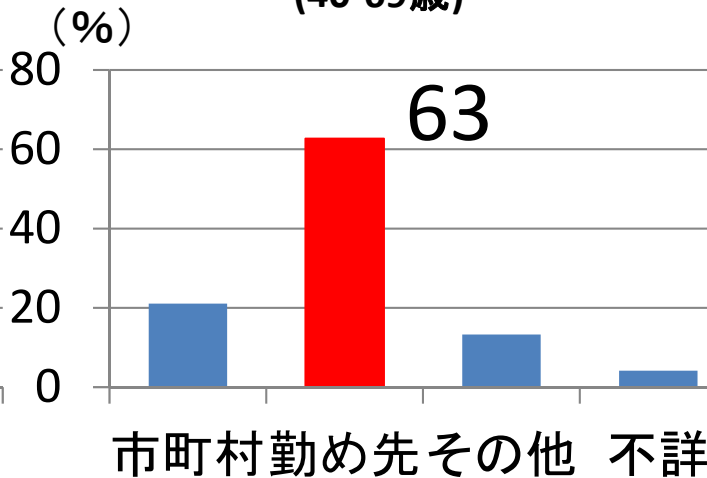
# がん検診の受診機会について

がん検診受診者の約3～6割が、職域でがん検診を受診している

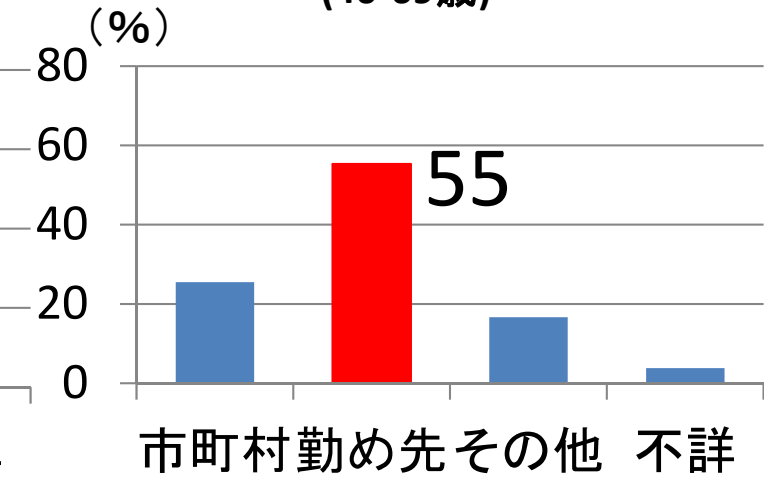
胃がん検診を受けた  
(40-69歳)



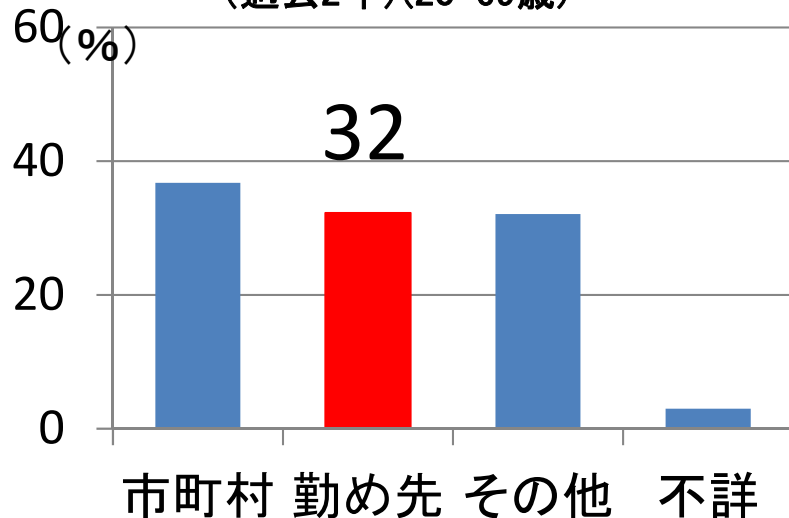
肺がん検診を受けた  
(40-69歳)



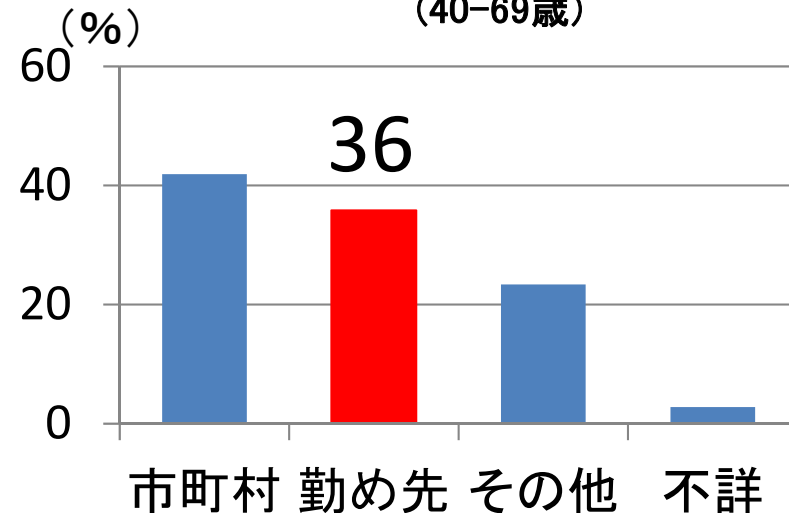
大腸がん検診を受けた  
(40-69歳)



子宮頸がん検診を受けた  
(過去2年)(20-69歳)



乳がん検診を受けた (過去2年)  
(40-69歳)



# 1. がん予防

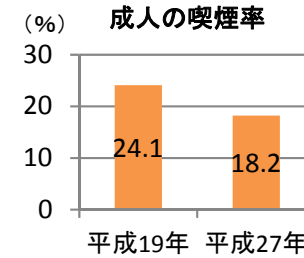
## 1次予防(がんにならないための予防)

### 現状・課題

- ◆ 喫煙(受動喫煙を含む)に対する更なる対策が必要。
- ◆ 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者、運動習慣のある者等の割合に大きな変化がない。
- ◆ 肝炎ウイルス検査結果が陽性であっても、その後の受診につながっていない者がいる。

### 取り組むべき施策

- ◆ 喫煙の健康影響に関する普及啓発活動、禁煙希望者に対する禁煙支援、受動喫煙防止対策の徹底
- ◆ スマート・ライフ・プロジェクト、食生活改善普及運動等を通じた普及啓発
- ◆ 肝炎ウイルス陽性者への受診勧奨・普及啓発、B型肝炎については、定期予防接種の推進や治療薬の開発



### 受動喫煙の機会を有する者

場所	割合 (%)
飲食店	41.4
遊技場	33.4
職場	30.9
路上	30.9

喫煙以外の生活習慣について	男性 (%)	女性 (%)
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合 (%)	13.9 (14.7)	8.1 (7.6)
運動習慣のある者の割合 (%)	37.8 (36.1)	27.3 (28.2)

出典:平成27年国民健康・栄養調査 ( )内は平成24年のデータ

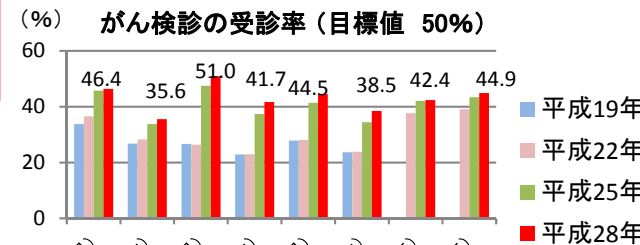
## 2次予防(がんを早期に発見し早期に治療することでがんによる死亡を減らすこと:がん検診)

### 現状・課題

- ◆ がん検診の受診率が目標値に達しておらず、精密検査受診率も低い。
- ◆ 指針に定められていないがん種に対するがん検診等、科学的根拠に基づかないがん検診が実施されている。
- ◆ がん検診受診者の30-60%程度は職域で受診しているが、任意で実施されているため、検査項目や対象年齢等実施方法は様々である。

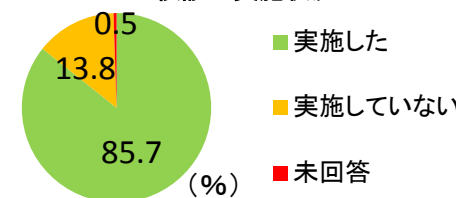
### 取り組むべき施策

- ◆ 効果的な受診勧奨、受診者の立場に立った利便性の向上等、受診率向上のための方策の検討
- ◆ 指針に基づいたがん検診の実施及び精度管理向上の取組
- ◆ 国内外の知見を収集し、科学的根拠に基づいたがん検診の方法等について検討
- ◆ 職域におけるがん検診に関するガイドライン(仮称)の策定



出典:平成28年国民生活基礎調査

### 指針に定められていないがん種に対するがん検診の実施状況



(全1,737市町村(特別区を含む)から回答)

出典:平成28年度市町村におけるがん検診の実施状況調査

### 精密検査受診率(目標値 90%)

がん検診の種類	%
胃がん	79.5
肺がん	79.8
大腸がん	66.9
子宮頸がん	72.4
乳がん	85.1

出典:平成27年度地域保健・健康増進事業報告

### 職域でがん検診を受けている者の割合

がん検診の種類	%
胃がん(40-69歳)	58
肺がん(40-69歳)	63
大腸がん(40-69歳)	55
子宮頸がん(20-69歳、過去2年)	32
乳がん(40-69歳、過去2年)	36

出典:平成28年国民生活基礎調査

# 職域におけるがん検診に関するマニュアル (平成30年3月)について

- 本マニュアルの経緯:  
平成29年7月から、「職域におけるがん検診に関するワーキンググループ」を設置し、職域におけるがん検診について、計4回の検討を行い、「職域におけるがん検診に関するマニュアル」のとりまとめを行った。
- 本マニュアルの目的:  
本マニュアルは、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、職域におけるがん検診の実施に関し参考となる事項を示し、がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させること等を目的とする。
- 本マニュアルに記載されている内容:  
がん検診の種類  
がん検診の精度管理  
健康情報の取扱いについて、保険者及び事業者が留意すべき事項  
精度管理のためのチェックリスト  
仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目 等

## 今回の指定要件見直しのポイント

第11回がん診療提供体制のあり方に関する検討会資料1より  
(H30.4.11)

### がん医療の更なる充実

- チーム医療の更なる推進
- 保険適応外の治療に関する事前審査
- 診療機能による拠点病院の分類
- 第三者評価の活用等による質の評価 等

### 病院完結型から地域完結・循環型医療へ

- 病院一体でのがん相談支援センターの周知
- 専門的な施設へ「繋ぐ」
- 地域連携の推進
- がん教育への協力 等

### 医療安全の更なる推進

- 医療安全管理部門の設置
- 医療安全管理者の配置
- 医療安全管理者の権限付与 等

### 指定に関する課題の整理

- 同一医療圏に複数推薦があった場合の方針
- 要件を満たせていない場合の指導
- 移転・分離・統合があった場合の届出 等

## 今回の指定要件見直しのポイント

第3回小児・AYA世代のがん医療・支援に関する検討会 資料3より (H30.4.18)

### 小児がん診療・支援のさらなるネットワーク化

- 小児がん連携病院(仮称)の指定
  - ・地域の小児がん診療を行う病院との連携
  - ・専門性の高いがん種等についての連携や情報集約
  - ・小児がん患者等の長期フォローアップ
- 情報の集約と提供 等

### AYA世代への対応

- 小児がんからの移行期医療の提供・連携体制の整備
- AYA世代発症のがん患者への医療の提供・連携体制の整備
- AYA世代のがん患者への相談支援体制の整備 等

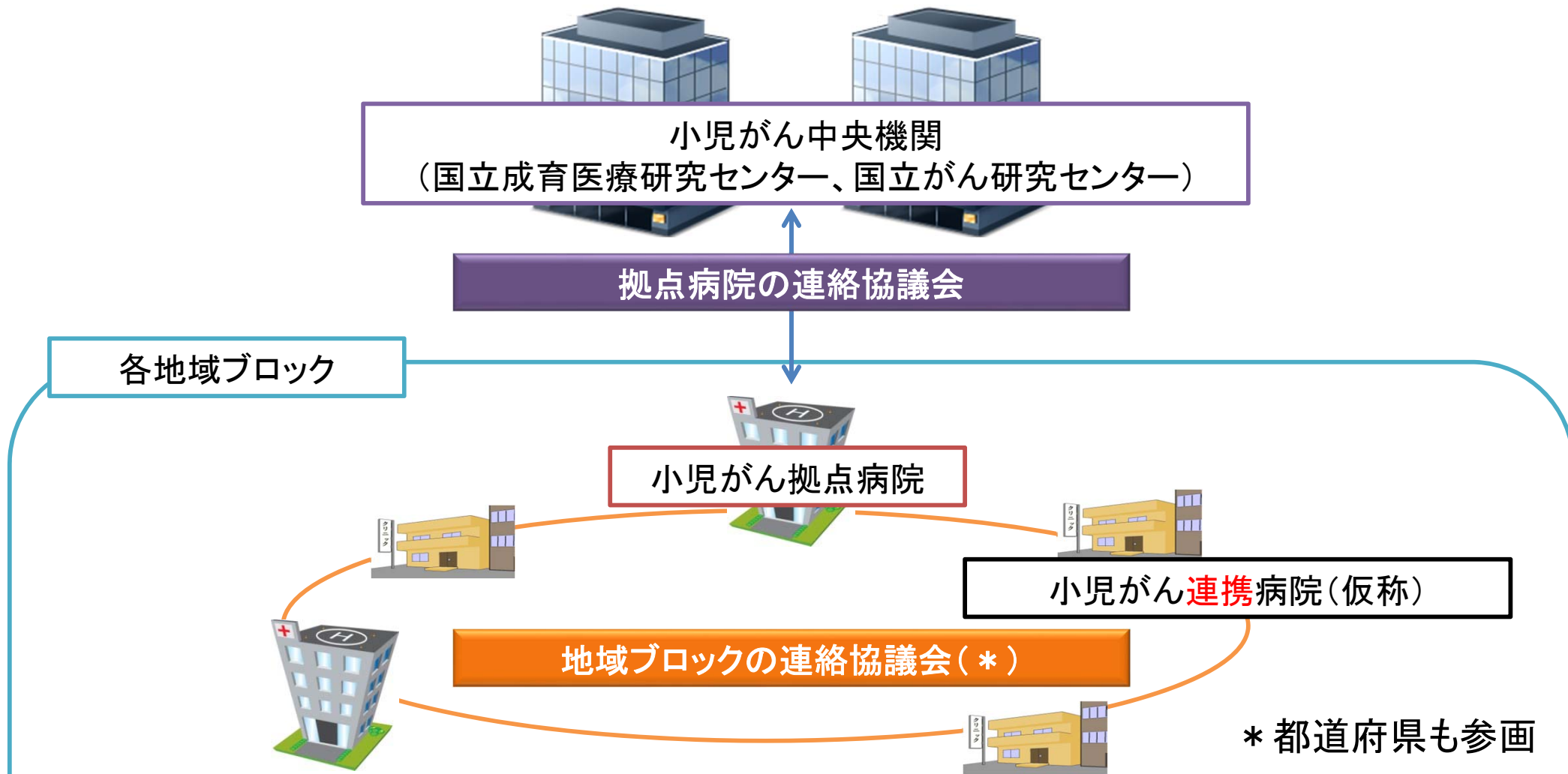
※「AYA世代」とは、16～39歳のがん患者を想定しているが、機械的に年齢で区分されるべきものではなく、患者のニーズを踏まえて、必要な医療・支援が適切に提供されるべきものであることに留意。

### 医療安全の推進

- 医療安全管理部門の設置
- 医療安全管理者の配置 等

# 小児がん診療・支援体制の将来像(案)

第3回小児・AYA世代のがん医療・支援  
のあり方に関する検討会資料3より抜粋  
(H30.4.11)

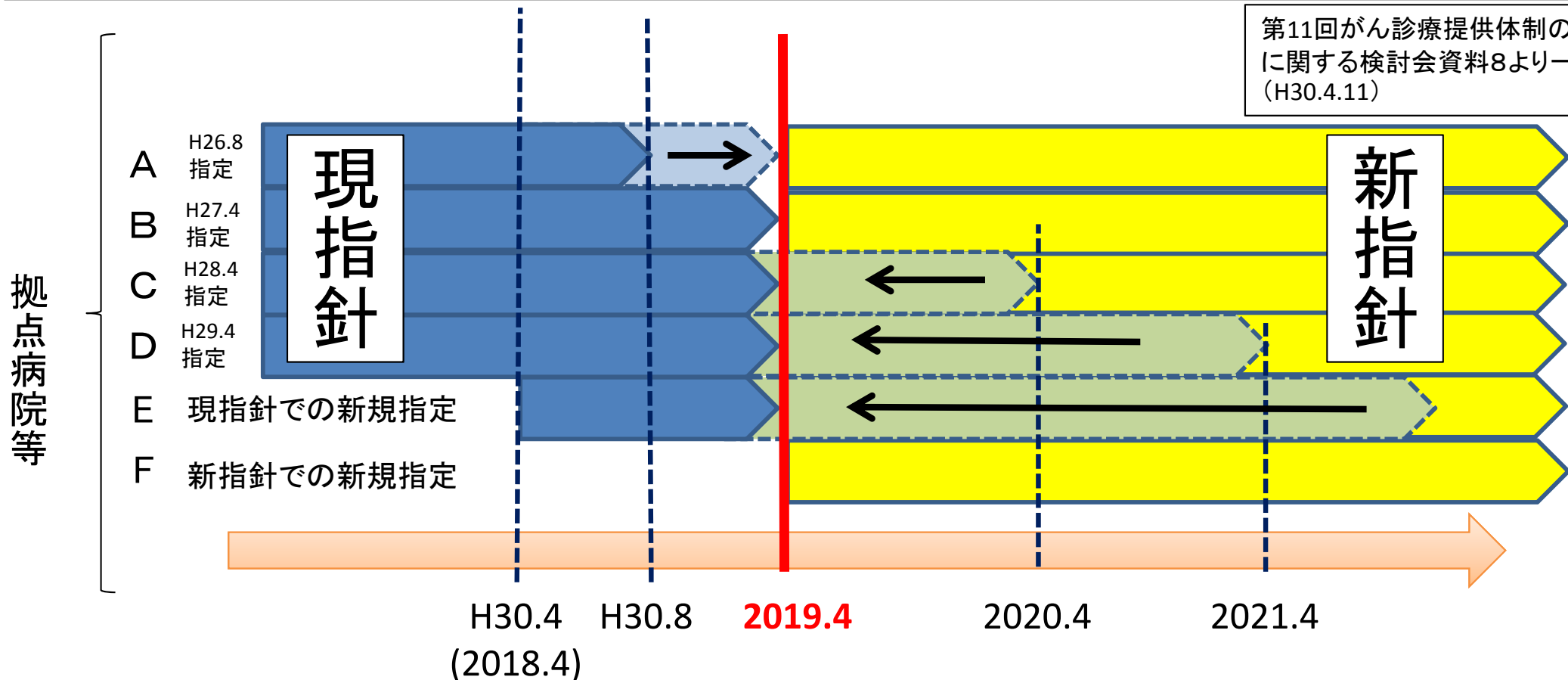


※小児がん連携病院(仮称)は、その役割を明確化し各地域の小児がん拠点病院と連携する。

- ① 地域の小児がん診療を行う病院との連携
- ② 専門性の高いがん種等についての連携・情報集約
- ③ 小児がん患者等の長期フォローアップ

# 既指定の拠点病院の整備指針改定時の取扱について

第11回がん診療提供体制のあり方に関する検討会資料8より一部改変 (H30.4.11)



A: 平成30(2018)年8月が更新期限の拠点病院等は、更新日を延長し、2019年度に新指針で更新を検討する。

B,C及びD: 平成31(2019)年3月、2020年3月、2021年3月末が更新期限の拠点病院等は平成31(2019)年3月末までを指定期限とし、2019年4月より新指針にて指定更新の検討を行う。

E: 平成30(2018)年4月についても、現行の指針にて新規指定を行う。

F: 平成31(2019)年4月より、現在議論が行われている新しい整備指針での新規指定を行う予定とする。



# ■ ゲノム医療提供機関の整備

## ゲノム医療に係る高い専門性を有する機関の整備(求められる機能、整備方法等)

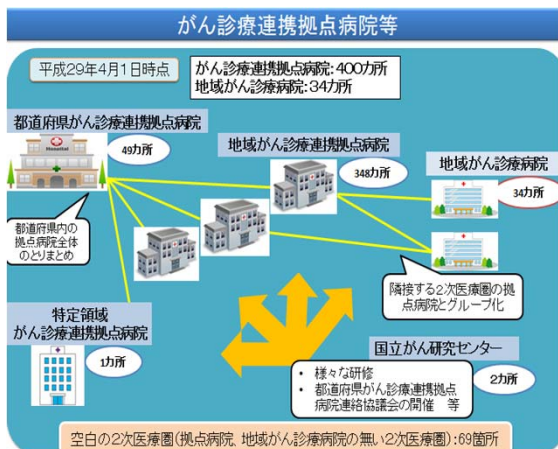
### 国内の状況

■ これまでわが国では、がん医療水準の均てん化に重点が置かれ、ゲノム医療実現に必要な施設・設備等の要件はなかったため、ゲノム情報等の活用による個々のがん患者に最適な医療を提供するための取組として平成29年度に「がんゲノム医療中核拠点病院」及び「がんゲノム医療連携病院」が選定された。

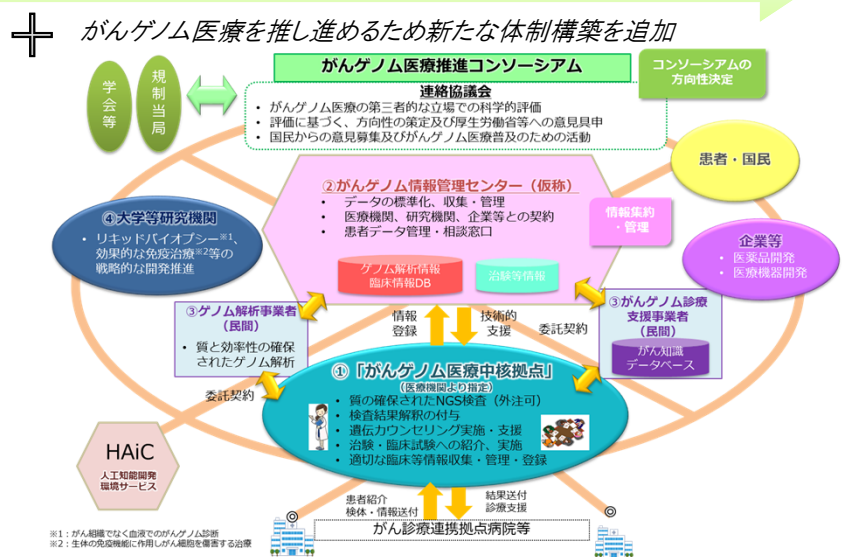
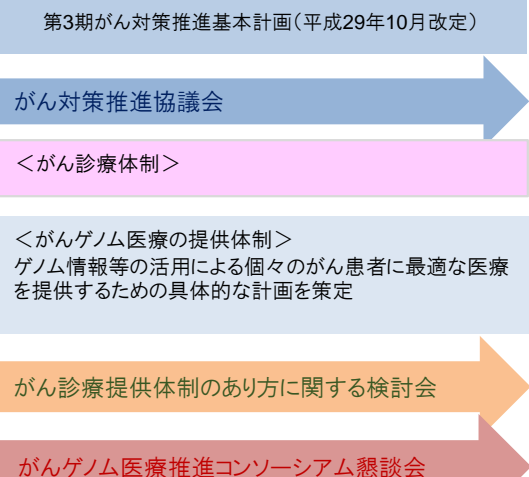
### 海外の状況

■ 仏国は、がんゲノム医療に係る専門的な人材と設備を備えた施設の整備が進んでいる。  
 ■ 英国ではゲノム解析に係る多くの機能を国家主導のゲノム解析センターに集約。

これまでのがん診療提供体制



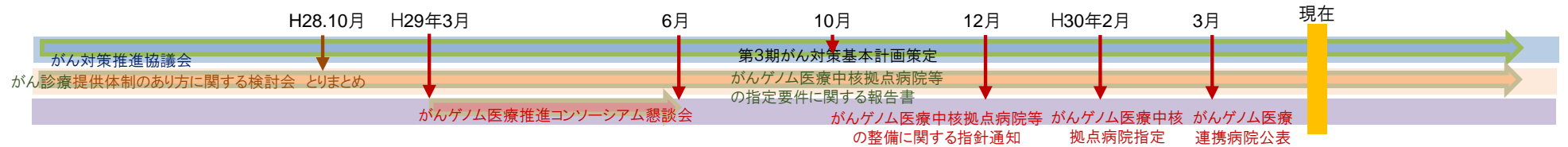
がん医療水準の均てん化に重点を置いたがん診療連携拠点病院等の体制を継続



実行状況(29年7月時点)

実行状況(30年4月時点)

- 拠点要件を定め、平成30年2月にがんゲノム医療中核拠点病院を11カ所指定、中核拠点から申請された100カ所のがんゲノム医療連携病院を3月に公表。(指定要件等は次ページ)
- がんゲノム情報の集約・管理及び利活用を行う「がんゲノム情報管理センター」を、平成30年度中に国立がん研究センターに設置。



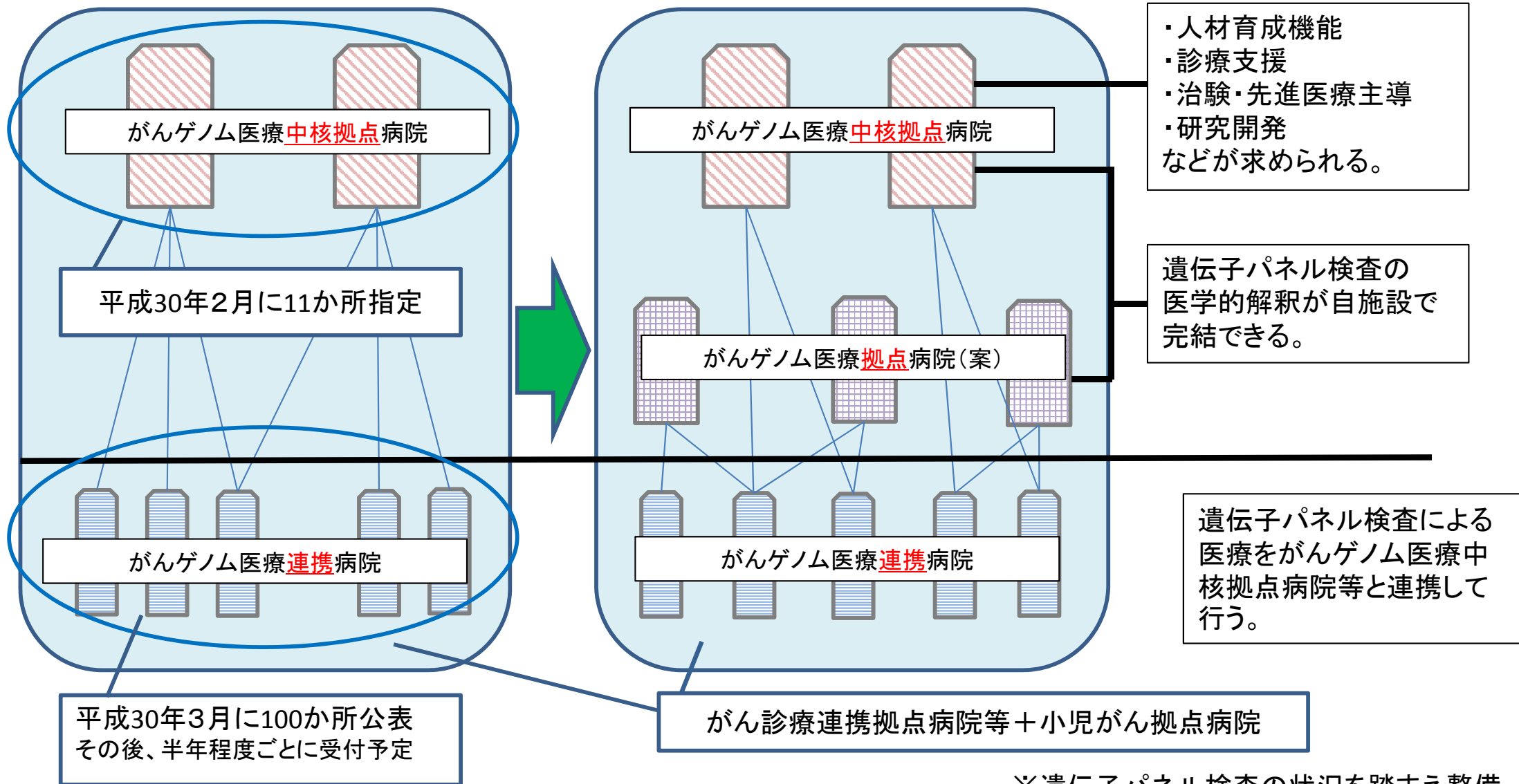
第10回ゲノム医療実現推進協議会(平成30年5月21日)資料2より抜粋・一部改変

# がんゲノム医療の提供体制の将来像(案)

第10回がん診療提供体制のあり方検討会(平成29年10月18日)資料2より抜粋・一部改変

平成30年度

将来像\*



※遺伝子パネル検査の状況を踏まえ整備

ゲノム医療を必要とするがん患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられるよう  
段階的に、全ての都道府県でがんゲノム医療の提供が可能となることを目指す

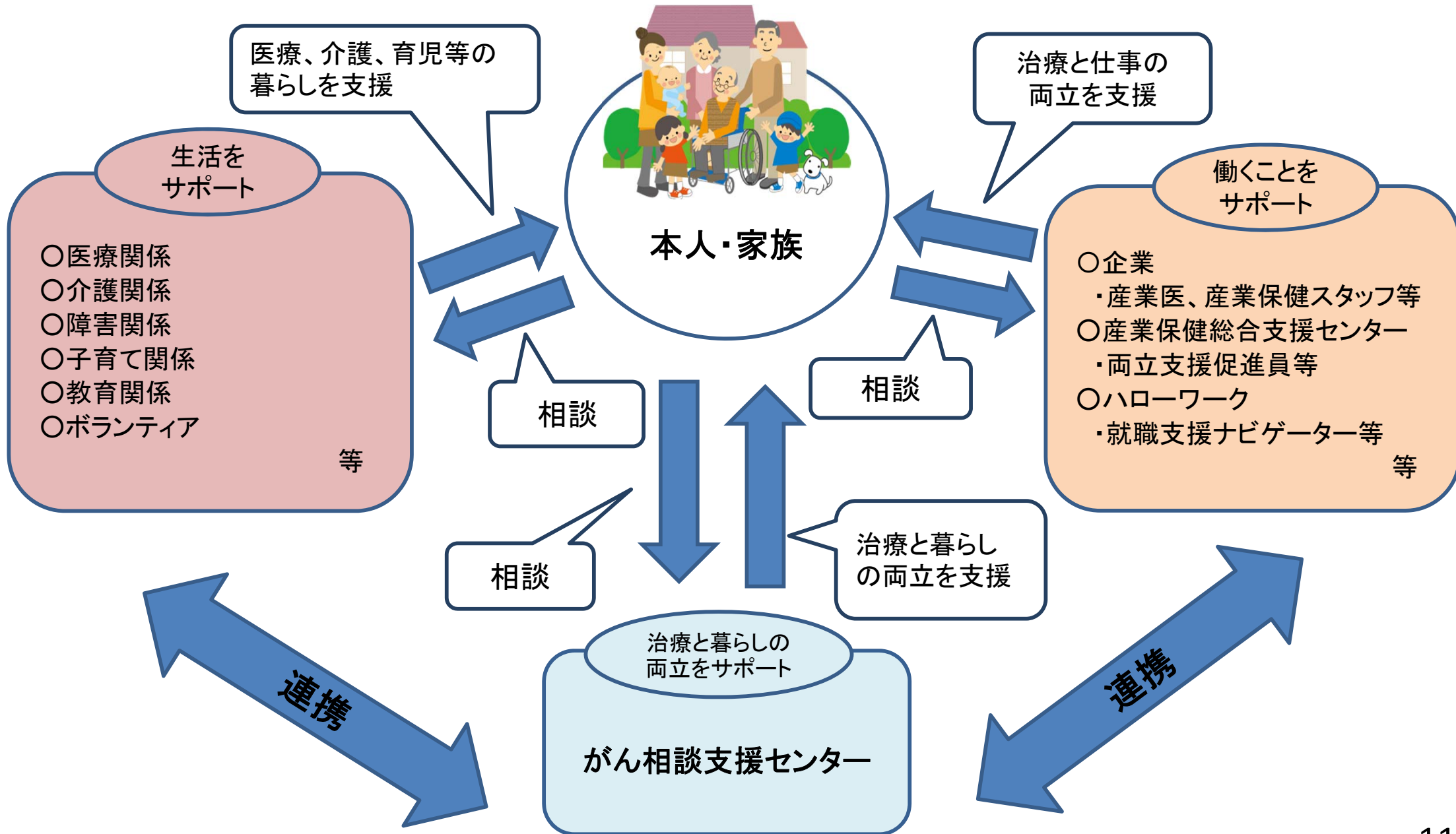
# 全国がん登録 今後のスケジュール

第8回厚生科学審議会がん登録部会  
資料2 一部改変

年度	平成27年度			平成28年度									平成29年度									平成30年度														
年	2016												2017												2018											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平成28（2016）年1月1日診断症例より登録開始																																				
がん登録等の推進に関する法律 施行			安全管理措置マニュアル 第1版									届出オンラインシステム導入			個人情報保護に関する法律 改正			届出マニュアル2016 2017改訂版			安全管理措置マニュアル 第1版改定版			情報の提供マニュアル			情報の提供マニュアル 第2版 予定			平成28年診断症例データ公表予定						
																		会 第8回がん登録部		会 第9回がん登録部		会 第10回がん登録部		会 第11回がん登録部		会 第12回がん登録部		提供に向けた準備								

# がん相談支援センターの役割

○患者・家族の治療と暮らしの両立を支える





# がん患者の仕事と治療の両立支援モデル事業

平成30年度予算額  
31百万円(新規)

## 1. がん患者の就労を含めた治療の現状と課題

- 平成27年度の厚生労働省研究班による調査では、がんと診断され、退職した患者のうち、診断がなされてから最初の治療が開始されるまでに退職した者が4割を超えている。また、その退職理由としては、「職場に迷惑をかけると思った」、「がんになったら気力・体力的に働けないだろうと予測したから」等といった、がん治療への漠然とした不安が上位に挙がっているため、がん患者が診断時から正しい情報提供や相談支援を受けることが重要となっている。

(参考) 就労可能年齢でがんに罹患している者と我が国の全がんの5年相対生存率の推移

- ・就労可能年齢(20歳から64歳まで)でがんに罹患している者は増加している。

【平成14年:約19万人 → 平成24年:約26万人 (地域がん登録全国推計による年齢別がん罹患患者数データ)】

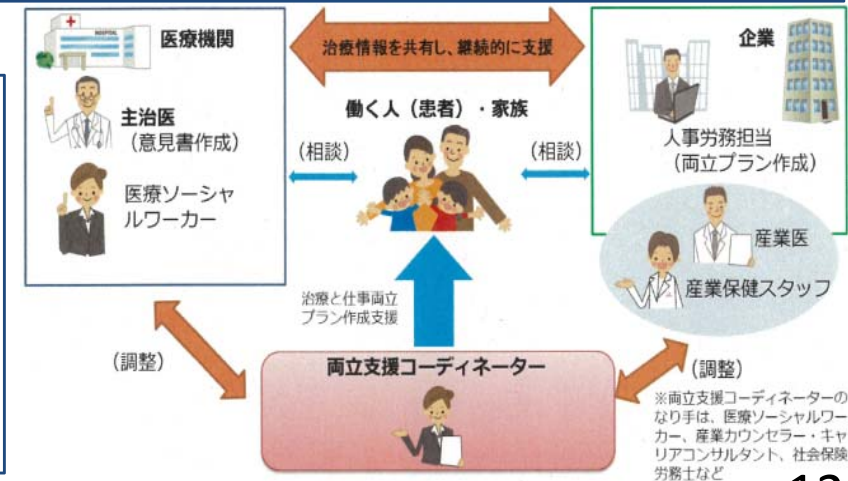
- ・我が国の全がんの5年相対生存率は、年々上昇しており、がん患者・経験者が長期生存し、働きながらかん治療を受けられる可能性が高まっている。【5年相対生存率】56.9%(平成12年～平成14年)、58.9%(平成15年～平成17年)、62.1%(平成18年～平成20年)

## 2. 「働き方改革実行計画(平成29年3月働き方改革実現会議決定)」における方針

- 病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを整えることや病を患った方々が生きがいを感じながら働ける社会を目指すことが打ち出された。
- 具体的には、「治療と仕事の両立に向けて、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を構築し、コーディネーターが患者に寄り添いながら継続的に相談支援を行いつつ、個々の患者ごとの治療・仕事の両立に向けたプランの作成支援などを担う。」とされている。

## 3. 事業内容

- がん診療連携拠点病院に設置されている「がん相談支援センター」に、「両立支援コーディネーター」の研修を受講した相談支援員を専任で配置し、がん患者のおかれた事情を総合的に把握するためのツールとして、患者の治療、生活、勤務状況をまとめた「治療と仕事両立プラン」の策定などの就労支援を行うモデル事業を実施する。



# 地域における治療と仕事の両立支援の取組の推進について

## 第3期がん対策推進基本計画【第2 3. (4)①(イ)職場や地域における就労支援について】

がん患者・経験者に対する就労支援を推進するため、地域における就労支援の関係者等で構成するチームを設置し、連携した取組の推進を図る。

### 働き方改革実行計画に基づく労働局での取組

地域における治療と仕事の両立支援の取組を効果的に推進するため、各都道府県労働局に「地域両立支援推進チーム」を設置(全ての都道府県労働局において設置済み)。地域における関係者がネットワークを構築し、互いの取組の連携を図ることを目的に活動を進めている。

### 地域両立支援推進チーム

#### 【メンバー】

- 都道府県労働局(事務局)
- 使用者団体の推薦者(企業)
- 労働組合の推薦者
- 産業保健総合支援センター・労災病院
- 都道府県(がん等の疾病対策の担当部署等)
- 地域の医療機関(がん診療連携拠点病院等)
- 都道府県医師会
- その他、地元の大学等の有識者 等

#### 【協議内容】

各関係者の両立支援の取組の実施状況の共有・連携

- 各関係者の取組の相互の周知協力
- 各関係者の相談窓口・連絡先一覧作成
- 地域の実情に応じた周知啓発(パンフレットの作成・セミナーの開催等)

他



# 治療と仕事の両立支援に関する診療報酬の新設

平成30年度診療報酬改定において、治療と仕事の両立支援に関する診療報酬が新設された。

## <名称>

療養・就労両立支援指導料

## <点数>

1000点 (10000円)

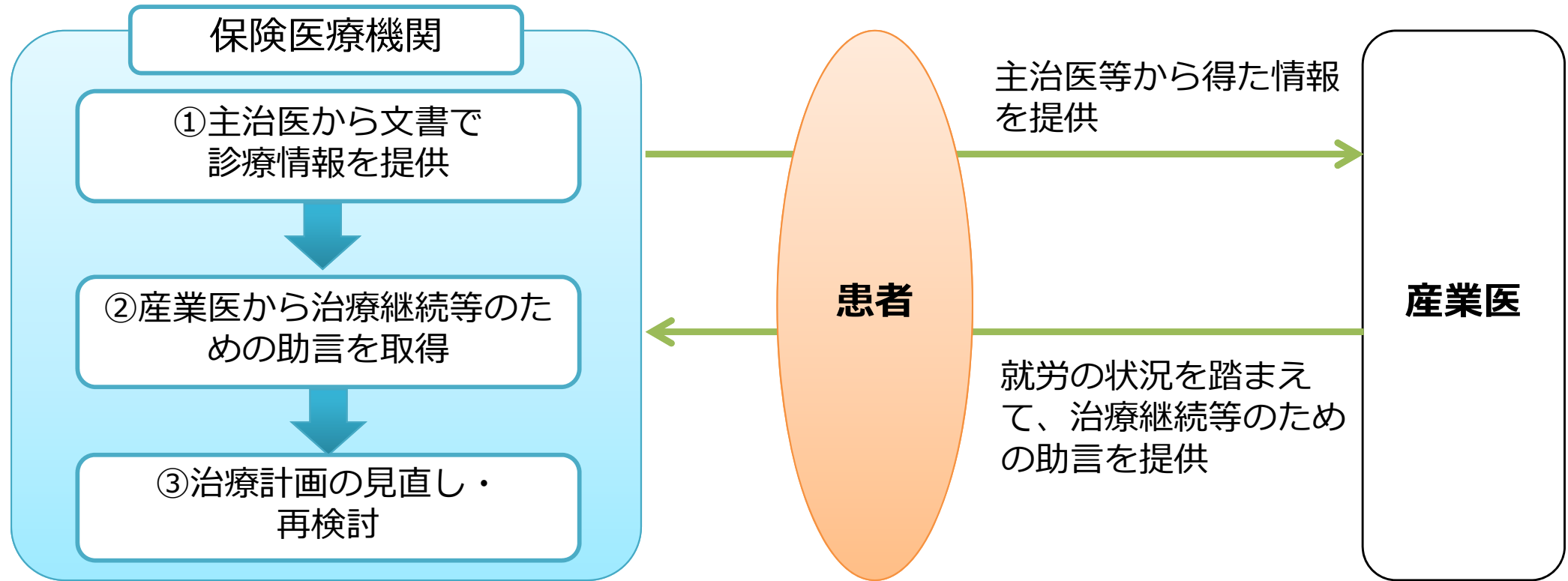
(相談支援体制が整備されている医療機関の場合、500点(5000円)が上乗せされる。)

## <ポイント>

- 対象疾患：がんに限る。
- 対象患者：産業医が選任されている事業場で就労している労働者に限る。
- 算定要件：
  - ・主治医が、産業医に対して治療と仕事の両立に関する意見書を作成した場合が対象となる。
  - ・産業医は、主治医に対して治療と仕事の両立に関して必要な配慮等について文書で助言する。
  - ・主治医は、産業医の助言を踏まえ、治療計画の再評価を行う。

# 治療と仕事の両立支援に関する診療報酬上の取扱い

## ○療養・就労両立支援指導料



～第379回中央社会保険医療協議会資料（総－4）より引用：<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000187694.html>～

### ～平成30年厚生労働省告示第43号 該当箇所～

がんと診断された患者（産業医（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項に規定する産業医をいう。以下同じ。）が選任されている事業場において就労しているものに限る。）について、就労の状況を考慮して療養上の指導を行うとともに、当該患者の同意を得て、産業医に対し、病状、治療計画、就労上の措置に関する意見等当該患者の就労と治療の両立に必要な情報を文章により提供した上で、当該産業医から助言を得て、治療計画の見直しを行った場合に、6月に1回に限り算定する。



# 治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

疾病を抱える労働者が、職場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、企業における治療と仕事の両立支援の具体的な取組の進め方等をまとめた「ガイドライン」を作成（平成28年2月公表）

## 【参考資料】

- 「疾患別留意事項」を作成（がん、脳卒中、肝疾患、難病 ※平成30年3月時点）
- 「企業・医療機関連携マニュアル」を作成（平成30年3月公表）

## ガイドラインの概要

### 1 両立支援を行うための環境整備（実施前の準備事項）

#### ■ 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知

#### ■ 研修等による両立支援に関する意識啓発

#### ■ 相談窓口の明確化等

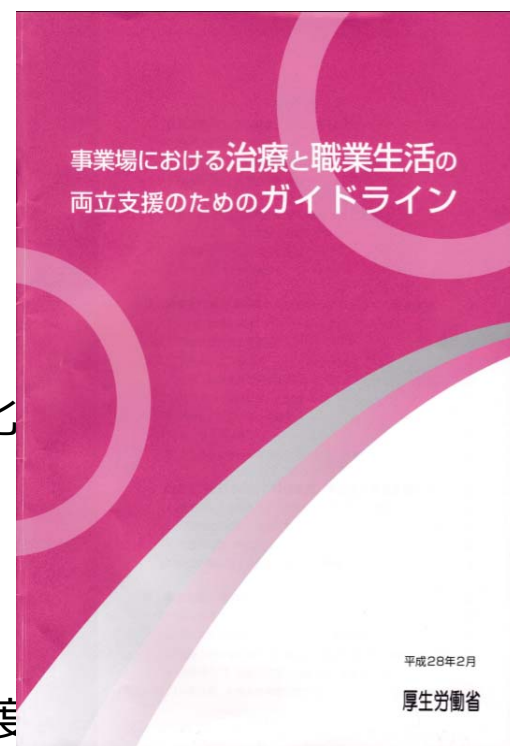
労働者が安心して相談・申出できる相談窓口及び情報の取扱い等を明確化

#### ■ 休暇・勤務制度の整備

両立支援のために利用できる休暇・勤務制度を検討・導入

【休暇制度】 時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇

【勤務制度】 短時間勤務制度、テレワーク、時差出勤制度、試し出勤制度



## 労働者にとっての意義

疾病にかかったとしても、本人が希望する場合は、疾病を増悪させることがないように、適切な治療を受けながら、仕事を続けられる可能性が高まる。

## 事業者にとっての意義

疾病による従業員の離職を防ぐことで、貴重な人材資源の喪失を防ぐことが可能となると共に、従業員のモチベーション向上から、労働生産性の維持・向上にもつながる。

## 主治医を含めた医療関係者にとっての意義

仕事を理由とする治療の中断や、仕事の過度な負荷による疾病の増悪を防ぐことで、疾病の治療を効果的に進めることが可能となる。

## 社会にとっての意義

疾病を抱える労働者の方々も、それぞれの状況に応じた就業の機会を得ることが可能となり、全ての人が生きがい、働きがいを持って各々活躍できる社会の実現に寄与することが期待される。